



議会改革 行政視察報告

2月1~2日 視察地 滋賀県米原市・草津市

滋賀県 米原市 概要

- 米原市は滋賀県東北部地域の中心に位置し、面積は250.39平方キロメートル(うち琵琶湖の面積:27.32平方キロメートル)で、県土全体の6.23%を占めています。
- 日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の63%を占める森林(森林面積:158.04平方キロメートル)にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。

2018年2月1日	39,503人	14,344世帯
-----------	---------	----------

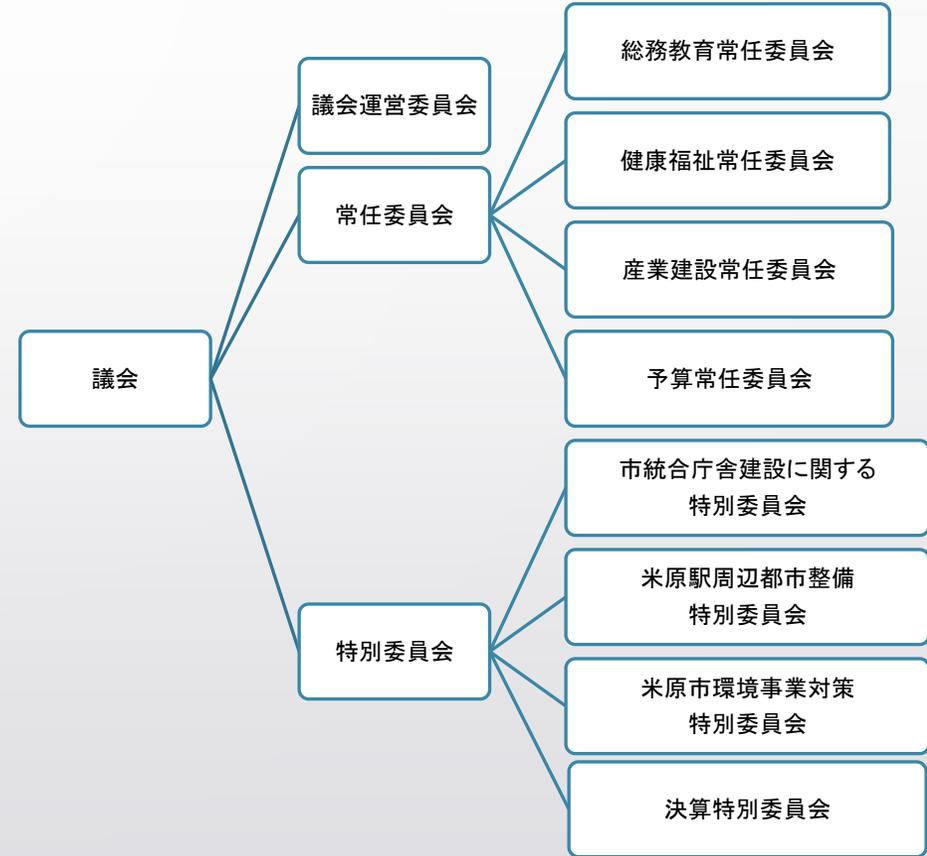


米原市議会 概要 1

議員定数: 18 人 (現人数: 18人)

予算に関する全議案を審査する予算常任委員会(平成29年9月に設置)のみ、18人の定数で対応し、その他の常任委員会は6人の定数で審査しています。

決算特別委員会(定数8人)については、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算の審査を目的として、毎年、第3回(9月)定例会で設置されるのが通例となっています。



※その他として、議会だより編集委員会、議会報告会実行委員会があります。

米原市議会 概要 2

議員報酬

区分	金額
議長	400,000円
副議長	330,000円
議員	300,000円

政務活動費

交付限度額	年間 120,000円/人
交付対象	会派または議員

議会事務局

事務局長	1名
事務局次長	1名
副参事	1名
書記	2名
臨時職員(事務)	1名





米原市議会基本条例策定の経緯

- ・平成22年 議会運営委員会で議会基本条例の策定を提案
- ・同年10月 議会のあり方等を研究する議会改革研究会を設置(7回開催)
- ・平成23年第3回定例会 議会改革特別委員会を設置し、条例策定に着手(24回開催)
- ・同年12月 市議会に関する市民アンケートの実施(3,000人 回答率46.2%)
- ・平成24年9月 学識経験者の助言(龍谷大学 政策学部長)
- ・平成25年第2回定例会 「米原市議会基本条例」を制定 (※平成25年11月1日施行)



米原市議会基本条例の検証

第28条 議会は、4年に1回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。

- ・平成28年7月から議会運営委員会において、条例に基づく取り組みの進捗状況と現状課題に基づく今後の方策案を検討。
- ・条例を12の体系に分類し、それぞれを段階評価。
- ・検証内容について全議員による意見交換。
- ・学識経験者による議員研修会の開催と検証アドバイス及び外部評価。
- ・平成29年に結果を公開



米原市議会基本条例の検証結果について(報告)

本委員会は、米原市議会基本条例第 28 条の規定に基づき、米原市議会基本条例の目的が達成されているか検証を行ないましたので、報告します。

検証は、平成 28 年 7 月から開始し、9 回の議会運営委員会における協議と、2 回の議員研修において、検証項目の構成作成、検証シートの作成を行いました。

また、検証アドバイザーとして龍谷大学政策学部教授の白石克孝氏に議員研修をはじめ検証シート作成にも御協力いただき、外部評価としての御意見もいただきましたので、併せて報告します。

今回の検証結果は、今後 4 年間の実施目標項目とし、更なる議会改革の推進を図ります。

(議会運営委員会委員長から議長あての報告書から抜粋)



検証アドバイザーからの評価結果

議会基本条例の検証作業を実施したことは、本議会の歴史のみならず、日本の地方議会の歴史においても、画期的な出来事であることを、まず敬意を持って評価するものである。検証作業が全議員の協力のもと、研修を伴って実施されたことは、今後の方向性やあり方を示すことになるかと確信する。

議会基本条例には、市民に開かれた議会とするという重要な目的が定められているが、このための努力を会派に関わりなく全議員で進めてきたことが確認できた。この課題は いわばゴールのない課題ではあるが、時代状況を受け止めて継続的な努力をされることを期待する。

議会基本条例には、反問権の付与、財政上の措置、という先進的な条項が盛り込まれている。まだ条例の歴史も短く、定着しているとは言えない状況である。今後の活用を期待する。

議員定数削減について、議会基本条例に基づく付属機関を設置し、市民との意見交換を踏まえて議員定数の削減を実現したことは、議会への信頼を高めることになった。議会基本条例の理念が活用されたことを評価する。

(議会運営委員会委員長から議長あての報告書から抜粋)

検証シート

No①	評価項目	市民への情報公開と情報の共有
	条例	第9条 情報の公開と説明責任、第11条 議会報告会、第21条 議会広報等
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・議事機関として、意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明する責任を果たす。 ・市民との情報共有を進めるため、情報発信ツールを通じ積極的に情報を発信する。
1.評価結果		
段階評価	3	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報、公式ウェブサイトにより、情報発信について、一定の目的は達成できた。 伊吹山テレビによる議会生中継。議会だよりを年4回発行し、市民に身近なものになるよう、紙面の改善を行なった。 公式ウェブサイト上での議事録の公開。公式ウェブサイトでの録画配信(本会議のみ) ・団体との意見交換会を実施した。
2.課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会中継、ネット配信について検討の必要がある。 ・議会だよりは市民にとって読みやすい簡潔な内容にする。 ・議会報告会のあり方を見直す必要がある。 ・議員個人または会派は、それぞれの主張を分かりやすく説明する必要がある。その手法は、議員個人や会派の広報、SNSの活用等にかかっており、それをどう実現するか考えるべきである。
3.今後の方策等		
	議会だよりの改善	文字数を少なくしたり、わかりやすい文章表現に努めるなど改善をおこなう。掲載項目の見直しとして、討論内容等を掲載する。

(評価結果)1:未着手 2:一部着手 3:一部目標達成 4:概ね目標達成 5:目標達成
 (課題等)ア:要検討 イ:改善・拡充 ウ:継続(現状維持) エ:完了・終了 オ:廃止 カ:その他

視察報告書抜粋

- ・検証アドバイザーからの評価結果では、議会基本条例の検証作業は、画期的な出来事であり、市民に開かれた議会という重要な目的が全議員で進めてきたことが確認されるなどの評価されている。
- ・本市議会でも、議会基本条例の具現化と検証について議題として確認していると思うが、検証についてはまだ先のことであると感じた。今は、市民懇談会や政策討論会等の取組みを進めるべきである。しかし、4年を単位として検証することは必要である。
- ・議会広報、ケーブルTVでの告知、市の公式サイトへの掲載等実施し、自治会長への呼びかけ、議員による地元への呼びかけも行っている。参加者は年々減少傾向にあり、平成28年度は年1回、平成29年度は団体などを対象とした意見交換に切り替えて実施中とのこと。
- ・議会基本条例の検証については、議会独自に事業毎に検証シートによるチェックがなされ、今後の方策案として評価の上、各事業等にも反映されている点は大いに見習うべきであろう。

視察報告書抜粋

・米原市の議会基本条例・倫理条例の策定から運用までの説明を聞いて感じた事は、どこの自治体のそれぞれの条例は、日向市議会とは進め方が大きく異なる。先進地の条例を参考につくり上げるのではなく、まず、制定に当たっての議員それぞれが真剣に議論し、委員会を設置し全員で研修し、先進地を直に視察し、なお且つ有識者(大学教授)をアドバイザーとして、多くの時間を費やして作り上げている。従って、中身もさることなく、運営・検証・改正が計画的に行われており、多いに参考になった。

・予算委員会などについては、以前、日向市議会も米原方式のように行っていたが、時間削減と効率化により本会議終了後化全員協議会で各所管の部課長の説明・討論の後常任委員会での分割審議・討論・採決を行い、最終的には本会議で討論・採決を行う。方法、手法としては日向市議会方式が進んでいるように思えた。

・議会基本条例の検証に関して、外部評価を求めた経緯については、条例策定時にもアドバイザーとしての参加もいただいたことからお願いしたとのことだった。米原市付近は大学もあり、日向とは違い大学教授をアドバイザーやコーディネーターとして招くことは当然のような考えだった。



米原市議会議員政治倫理条例

条例の経緯

- ・平成25年6月 議会基本条例制定。基本条例第7条第2項で「議員の倫理は、別に条例で定める。」としていた。
- ・平成25年8月（議会運営委員会） 議会基本条例施行後1年以内に制定するものとした。
- ・平成26年4月（議会運営委員会） 9月定例会で提出することの確認がされ、委員長と2委員の3人で、たたき台を作成するものとした。
- ・平成26年8月 全員協議会で説明。
- ・平成26年第3回（9月）定例会で可決され、公布の日（平成26年9月30日）から施行された。
- ・平成28年2月 政治倫理条例の一部改正（第4条 請負等の関係）

米原市議会議員政治倫理審査会

(米原市議会HPから引用)

〇〇議員の行為が市民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑いがあり、これは米原市議会議員政治倫理条例第3条に違反するものであるとして、議員5人の連署により平成28年2月18日付けで審査請求がありました。

以下は審査請求の内容です。

市民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑いがあり、条例第3条に違反するものである。

1. 〇〇議員は、平成28年2月10日付の議員自身のブログ上において、不適切極まる文言を駆使して、同僚議員の批判や米原市議会全体に対する侮辱を行い、その権威を傷つけ、あまつさえ、文脈から容易に特定が可能な市民に対しての罵詈雑言をあびせるなど、人権侵害のそしりを免れない行為をした。
2. 見るからに稚拙な表現方法を用いて個人攻撃をすることで、自分の思い通りに行かない議会活動のストレスを不特定多数の人が目にするであろうブログ上で発散することなど、とうてい良識ある市民から容認できない行為をした。
3. 自分以外の議員は程度が低いと決めつけ、政治センスにおいて米原市議会の中では自分が優秀だとのプライドをアピールするかのブログへの書き込みは、議会を冒瀆し、市民を小馬鹿にするなにもものでもない。議員としての資質や見識を疑われる行為である。

米原市議会議員政治倫理条例第14条の規定による議長の措置

議長は、議会議員政治倫理審査会の審査の結果を受け、平成28年5月10日に〇〇議員に対し次の措置を講じました。

※以下は主な内容です。

米原市議会〇〇常任委員会委員長および同〇〇特別委員会委員長の職を辞されるよう勧告します。
なお、議員のブログに記載のある不適切な文言について、該当者の名誉回復のために、早急に削除等の対応をされたい。

(米原市議会HPから引用)

視察報告書抜粋

- ・議長は、審査の請求があった場合、具体的な運用については、議会に議員政治倫理審査会を設置して、当該事案についての審査を付託するが、委員については、議員3人、学識経験者2人、選挙権を有する者3人に議長が委嘱する。
- ・政治倫理条例に対する市民の反応は、請負に関する制度に関し、市が発注する業務について議員の関係者が請け負っていないかとの意見があり、辞退を促すような改正を行った。
- ・議会運営委員会を中心に、各会派やパブリックコメントにて対応している。
- ・倫理条例は、早急に検討すべきである。なぜなら、かかって、議員としてのモラルの問題であり、議会への信頼関係の問題でもある。また、議員としての資質の問題でもあり、議員定数や議員報酬へも繋がってくると思われる。

米原市の議員定数の変遷

	議員定数	備考
平成17年10月1日	24(55)	・米原市議会の議員の定数を定める条例 24人 ※()内は在任特例時の議員実数
17年10月23日執行 市議会議員選挙	24	・合併後初の市議会議員選挙から議員定数 24人
19年12月		・条例改正 議員自ら定数削減 20人《合併協議では22人》
21年10月18日執行 市議会議員選挙	20	・定数変更
25年10月20日執行 市議会議員選挙	20	
29年3月	18	・条例改正 米原市議会議員の報酬および定数のあり方に関する審議会答申
29年10月22日執行 市議会議員選挙	18	

合併前		山東	伊吹	米原	近江
	議員定数(人)	16	12	16	14

米原市議会議員の定数の在り方に関する審議会

- 平成29年2月1日、米原市役所山東庁舎3階 第1委員会室において、第3回米原市議会議員の定数の在り方に関する審議会が開催されました。
- 平成29年1月17日の第1回審議会において議長から諮問のあった「米原市議会として相応しい議員定数の在り方」について、審議会では、県内他市の状況や県外の同規模自治体との比較、市内小学校区ごとの人口、これまでの市議会議員選挙における候補者数・投票結果等の推移、さらに議会報告会での意見や市民アンケートの結果等を参考に審議され、議員定数が議会運営に及ぼす影響等についても議論されました。
- その結果、審議会の白石会長から松宮議長に「米原市議会として相応しい議員定数については、18人とすることが望ましい。」と答申が行われました。
- また、今回の議員定数の見直しを1つの通過点とし、今後も議会改革の推進と、議員の資質向上への期待、米原市として相応しい議員定数見直しの引き続き検討が付帯意見とされました。

(米原市議会HPから引用)

視察報告書抜粋

- ・議員定数を議論する場が、議会運営協議会、あるいは議会改革特別委員会ではなく、議会基本条例の規定に基づき、付属機関を置いているところが進んでいると感じた。

- ・米原市の議会基本条例では、「……附属機関における議論を十分に参酌するものとする。」としていることによって、審議会の結論をそのものではなく、議会としての関与の余地も残している。本市議会の付属機関はそこまでを想定して条例化をしていない。議長が、審議会への諮問で、「削減ありきではなく、議会として相応しい議員定数のあり方」として諮問しており、本市議会での定数に関する審議のあり方としても説明責任のできるものでなければならないと痛感した。

- ・議員定数削減に関しては、H17年の合併時に比べ10年後のH27年は2,300人も減少し、その人口や財政規模を鑑み現行の定数がふさわしいとの判断に至ったが、大幅な削減は議員定数が常任委員会に与える影響や、議会報告会、政策討論会等、今後の議会改革の活性化の取組みなど多岐にわたる事案にあう定数と人材確保の観点から、平成29年3月より2名減の18人となったようだ。

滋賀県草津市 概要

日本最大の湖琵琶湖を有する滋賀県は、日本のほぼ中央に位置し、京都府・福井県・岐阜県・三重県に県境を接します。湖国滋賀は、古くから人と物とが往来し、長い歴史が刻み込まれたところです。

草津市は滋賀県の南東部に位置し、南北約13.2キロメートル・東西約10.9キロメートルとやや南北に広がった地域からなります。東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、天下を手中に収めようとした時の権力者たちにとっても、歴史上重要な場所でした。現在も滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっています。

30年1月 人口 132,964人 57,394世帯



市勢の沿革

昭和29年10月 草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村の6町村が合併。人口32,152人の草津市誕生

昭和31年11月 国鉄東海道本線米原－京都間の電化完成

昭和38年7月 名神高速道路開通(栗東－尼崎)

昭和39年10月 国鉄新幹線開通、市民歌制定、市制10周年

昭和42年4月 国鉄草津駅新築完成

昭和45年3月 国鉄草津－京都間複々線化完成

昭和46年8月 人口が5万人に

昭和49年9月 近江大橋開通

昭和52年8月 人口が7万人に

昭和57年3月 人口が8万人に

昭和63年7月 人口が9万人に

昭和63年8月 京滋バイパス全線開通

平成6年4月 立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設

平成6年9月 JR南草津駅開業

平成7年6月 人口が10万人に

平成11年9月 人口が11万人に

平成17年3月 名神高速道路に草津田上IC開通

平成21年5月 人口が12万人に

平成22年4月 第5次草津市総合計画開始

平成23年3月 JR南草津駅新快速停車

平成26年10月 市制60周年

平成27年9月 人口が13万人に

	総人口	昼間人口
平成12年	115,455人	118,715人
平成17年	121,159人	127,382人
平成22年	130,874人	142,677人

草津市議会 概要 1

議員定数:24人（現人数:24人）

3つの常任委員会と、4つの特別委員会から構成されています。

特色は、決算審査特別委員会で、市の主要授業について、予算編成時の当初目的に照らした費用対効果を検証し、委員間討議による議会の意見集約を図っています。また、審査結果を今後の予算編成に反映させるよう、市長に申し入れをおこなっています。

あらかじめ決算審査特別委員会が評価項目を抽出し、市長に事業ごとに調査シートの作製も依頼しています。



※その他として、広報編集委員会があります。

草津市議会 概要 2

議員報酬

区分	金額
議長	558,000円(569,000円)
副議長	492,000円(502,000円)
議員	443,000円(452,000円)

※()内の数字は改定前

政務活動費

交付限度額	年間 360,000円/人
交付対象	会派

議会事務局

事務局長	1名
次長	1名
議事庶務課(次長兼務)	
議事庶務グループ	4名
再任用職員(1)嘱託職員(2)	3名





草津市議会基本条例の取組状況の検証

対象期間:平成27年1月1日から平成28年10月3日まで

平成27年1月1日に施行しました議会基本条例について、これまでの取組状況等や今後の課題等を整理することを目的に、議会改革特別委員会を中心として条例の自己検証を行いました。

本検証は、同条例の目的が達成されているかどうかを検証しようとするものであり、定期的な検証を通じて、現状の成果と課題を確認・分析し、条例や会議規則等を改正する必要があると判断した場合には、改正案の立案等、適切な措置を講じていきます。

検証シート

(草津市議会資料から引用)

第3章 市民に開かれた議会

第5条 市民への情報公開および情報発信

条文	<p>議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>傍聴の促進について、市議会だより(平成28年2月1日号)に記事を掲載したことをはじめ、市議会ホームページや各定例会案内ポスターを庁内に掲示するなど、傍聴の周知および促進に努めました。</p> <p>委員長報告のルールを整備し、委員会として付託議案における審査の過程等を委員長報告の中で明らかとするようにしました。</p>
今後の課題等	<p>特に委員会の傍聴者が少ないことから、市民が傍聴しやすい環境整備や周知の方法を検討する必要があります。</p> <p>引き続き、付託議案における審査の過程等を明らかにしていく必要があります。</p>

※ 草津市議会は議会改革特別委員会を中心とし、条例の自己検証を行いました。

視察報告書抜粋

- ・期間が短いこと等から内容のある検証となっていない状況であるが、日向市議会でも、今後も議会改革を推進することになっており、具体的な取組みを常に検証することは必要であり、条例の改正の必要があるのではないかと考えたところである。
- ・議会基本条例の取組みの検証を行うことを第22条で明記している。この条文の実効性を担保するために、条文の目的が達成されているかを常に検証するように努めている。常にとということが定期的、総体的にではなく日頃から条例を念頭に置きながら議会活動計画について検証を行うとしている。検証後は、市議会ホームページなどで公開している。
- ・H27年の議会基本条例の制定後、条例の目的が達成されているかどうかを、定期的、総体的にではなく日頃から条例を念頭に置き検証しているとのこと。
- ・現在は議会報告会の見直し、ICT導入に向けたルール作り、常任委員会・特別委員会の活性化、議員報酬・定数の検討。

視察報告書抜粋 議員定数・報酬

・昭和34年から現在まで定数24人である。委員会の中での議論は、定数を削減して報酬を上げるとの方向が有力であるらしい。草津市の面積は、67.82平方メートル日向市の約4分の1と狭い、その上人口は年々増加傾向にあり、平成27年で137,327人とある。1平方メートルの人口密度が高いので、議員の活動範囲は当市に比べるとはるかに狭いといえる。

・議員定数については、定数が削減されると市民の声が市政に反映されないのではないか、委員会の議論が少なくなるのではないか等について質問したが、答えは、議員の数ではなく議員のスキルの問題であると言われた。目からウロコである。日向市議会でも定数の見直しを行っているが、議員のスキルについて議論の余地があり、定数に関する審議会を早急に立ち上げることが必要であるのではないか。

・報酬・定数に関しては人口も増加をたどっている背景から今後は定数増で審議していくのか気になるところだ。



草津市議会政治倫理条例

条例の経緯

- ・平成14年7月 各会派の選出議員で構成される「議員クラブ政策研究会」内で、政治倫理条例を議員立法にすることについて決定。
- ・平成15年12月～平成16年8月 他市事例の研究や条例案の検討を行った。
- ・平成20年5月～9月 条例案の検討や議員提出議案として上程に向けた会派間調整を行った。
- ・平成20年10月1日 施行

視察報告書抜粋

- ・議会議員政治倫理条例の制定は必要である。目的は、議員の政治倫理の確立と向上、清浄で構成に開かれた民主的な市政の発展に寄与すること。この目的を達成するために、責務・政治倫理基準・遵守事項・審査・調査・問責制度の設定により、市民へ議員としての高潔生を明らかにしながら使命の達成に向けた努力を示していくことである。
- ・本市議会においても、「議会倫理条例」の制定に向けて協議中であるが、草津市の倫理条例は分かりやすく規定されているのではないかと感じた。そして、独自に審査会を設けるのではなく、議長から市町へ請求書等を添えて提出し、「市長の政治倫理に関する条例」に規定する「政治倫理審査会」の審査会で審査される仕組みである。本市においても、早急に議論して制定する必要がある。
- ・政治倫理条例に関しては、以前の草津市長の起こした問題等により他市より率先して策定している感じがした。
- ・市長の政治倫理条例との整合性を図る基準が定められ、条例違反の疑いがあるときは、疑惑を検証する証拠資料を添えて、有権者は200人以上、議員は4人以上で、議長に審査又は調査の請求が行える。審査会を設置し、必要に応じ、議員に資産等報告書の提出を求めることができるとしている。



決算審査特別委員会における主要事業の評価

事業評価の目的

前年度の決算審査にあたり、全事業の中から抽出した市の事業について、

- ① 予算編成時の当初目的に照らした費用対効果を検証し、
- ② 議員間討議による議会の意見集約を図ることで、
- ③ 予算結果を今後の予算編成に反映させる。

決算審査特別委員会設置後の経緯 1

平成22年度	<ul style="list-style-type: none">・決算審査特別委員会を設置し、従来の常任委員会の分割付託審査から当委員会での一括審査を実施・12項目を集中審査
平成23年度	<ul style="list-style-type: none">・質疑応答を中心に実施
平成24年度 〔評価1年目〕	<ul style="list-style-type: none">・決算認定制度の意義に鑑み、あるべき決算認定の姿を模索した結果、委員会委員の知識や認識の共通化を図り、委員間討議を活発化するため、「当初予算概要」から新規拡大事業から評価項目を抽出し事業評価を行うこととした。・新規拡大事業119項目のうち54項目を抽出し、市長に調査シート作成依頼・作成された54項目のうち35項目を評価・委員会評価報告書を市長に送付し、次年度の予算編成等に配慮するよう申し入れを行った。・次年度当初予算審査時に予算等反映状況調書の配布を受ける。
平成25年度 〔評価2年目〕	<ul style="list-style-type: none">・表決区分に「その他」を追加し5区分とした。・評価項目を47項目に削減し優先順位を設けずにすべてを評価・評価項目を新規拡大に限らず、各委員が提案する項目の中から抽出・委員長は評価せず、同数の場合に委員長が決定

決算審査特別委員会設置後の経緯 2

平成26年度 〔評価3年目〕	・評価項目を41項目に削減し全てを評価
平成27年度 〔評価4年目〕	・部門ごとに全般審査の時間を多くするため、評価項目を19項目に半減 ・表決区分の「改善」を「改善」「縮小」に分割し6区分に
平成28年度 〔評価5年目〕	・評価項目と全般審査の時間配分5:5を目指し、評価項目を31項目選定
平成29年度 〔評価6年目〕	・前年度と同様の方法により、評価項目と全般審査の時間配分5:5を目指し、評価項目31項目選定

審査資料の配布と閲覧

- ・委員外議員には委員と同様に、議案発送の際に調査シートを配布する。
- ・一般傍聴者には、調査シートや議案資料をチューブファイルに綴じて閲覧に供する。

実施事業調査シート

(草津市議会資料から引用)

平成28年度実施事業調査シート

■ 基本事項(事業の位置づけ)

No.	項目名	地域で創る地区防災計画策定支援費	主要な施策の 成果 ページ	93	担 当 部 署	総合政策部 危機管理課
予算科目	会計	1 一般会計	総合計画 体系	分 野	防犯・防災	
	款	9 消防費		基本方針	災害に強いまちづくり	
	項	1 消防費		施 策	地域防災体制・基盤の強化	
	目	4 防災給費		当初予算における区分	新規施策・拡大施策・重点施策・その他	
事務事業	375	防災対策費	↑該当するものを○で囲んでください			

■ 事業概要(実施内容)

事業の背景	(事業開始の背景は？実施に至った経緯は？) 阪神淡路大震災や東日本大震災での経験を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に備える自助・共助の重要性が高まった背景から、平成25年度の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助の推進のため、「地区防災計画制度」が新たに創設された。災害対策基本法第42条第3項で地区防災計画を定めることができるとなっており、住民からの希望があれば市として策定に協力し、地域防災力向上を目指す必要がある。
事業の対象	(事業の対象、範囲となる人や物は何か？) 学区まらづくり協議会
事業の目的	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか？) 地区防災計画とは、地区住民の発意による計画であり、その地域に詳しい居住者の方が作成する「地区の特性に応じた計画」である。この地区防災計画は、単に計画が策定されるだけでなく、地区居住者等が計画に基づく防災活動を実施することや、定期的評価、見直しを行うことで、防災活動が継続されることが期待できる。この地区防災計画策定を通じた地域の防災体制を強化するため、今回、山田学区をモデル地区として事業を実施した。
事業の内容(取り組み)	(どういった仕事の内容を、どのような手法・やり方で実施したのか？) 学区地区防災計画策定に係るコンサルティング業務にかかる経費を補助。(補助限度額3,000千円)

■ 予算・決算状況

内訳・詳細	当初予算の状況					決算の状況・実績				
	合計	国庫	市債	その他	一般財源	合計	国庫	市債	その他	一般財源
地域で創る地区防災計画策定補助金 3,000千円						地域で創る地区防災計画策定補助金 2,997千円				
事業費(千円)	合計	国庫	市債	その他	一般財源	合計	国庫	市債	その他	一般財源
予算・決算額	3,000			1,300	1,700	2,997			1,300	1,697
前年度比				-					-	
◆「当初予算額」と「決算額」の増減理由(事業の進捗状況等)	地元が委託したコンサル業者の委託料が予算を下回ったため。									
◆平成27年度事業費(千円)	合計	国庫	市債	その他	一般財源	合計	国庫	市債	その他	一般財源
	0				0	0				0



決算審査特別委員会評価報告書

平成29年9月定例会

平成28年度決算 決算審査特別委員会評価報告書

項目名	1(政1) 地域で創る地区防災計画策定支援費							
評価	拡充	(内訳) 評価	拡充	継続	改善	縮小	廃止	その他
		人数(人)	10	1	0	0	0	0

【 評価説明 】

地区防災計画は地域住民の発意によって策定される地域の実情に即した計画であり、策定の効果が大きい期待できる施策である。

計画策定を支援する市の人員体制などに課題もあるが、事業の効果を考えできるだけ早期に全学区の策定が進むよう積極的に支援の充実に努められたい。

項目名	2(政2) (仮称)アーバンデザインセンターびわこ・くさつ運営費							
評価	継続	(内訳) 評価	拡充	継続	改善	縮小	廃止	その他
		人数(人)	0	10	1	0	0	0

【 評価説明 】

これまで以上に幅広い層の方々がセミナーに参加、ブース利用に訪れられるよう周知・啓発に努め、利用促進を図られたい。

また、企画内容の充実や関心の高いテーマを取り上げ、多くの市民に関心を持ってもらうとともに、大学や企業の参加も一層推進されたい。

項目名	3(政3) 情報化推進事業再構築費							
評価	継続	(内訳) 評価	拡充	継続	改善	縮小	廃止	その他
		人数(人)	0	10	1	0	0	0

【 評価説明 】

近隣市との共同の取り組みにより経費の削減や事務の共通化が図られているところであるが、情報セキュリティ対策については人為的ミスが発生しないようなシステムの構築を図るとともに、全職員に対してはセキュリティポリシーの遵守を徹底するための研修実施など継続して対策の強化に努められたい。

(草津市議会資料から引用)

視察報告書抜粋

- ・本市では、「成果説明書」であると思われるが、常任委員会での分割付託であるが、一括審査であるべきかどうかの検討の必要性あり。また、議会として、重要な事業等についての評価は必要ではないかと感じたところである。
- ・決算審査特別委員会のあり方はピックアップした事業別評価シートによる評価項目チェックは必要であり、決算審査特別委員会評価報告書を市長へ送付し、次年度の予算編成へ配慮する申し入れについては導入に値する。



市の概要比較表

	米原市	草津市	日向市
住基登録人口(29.11.1)	39,589人	132,736人	61,098人
世帯数	14,344世帯	57,258世帯	25,087世帯
面積(km ²)	250.39km ²	67.82km ²	336.93km ²
人口密度(人/km ²)	158人	1,957人	181人
国勢調査人口増減率	△3.3%	4.9%	△2.3%
産業別人口 1次	734	913	2,120
2次	6,591	18,532	8,501
3次	10,956	38,301	18,111



ご清聴ありがとうございました

議会改革特別委員会